



日医発第 612 号 (医経)

令和 5 年 6 月 23 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

信用保証協会によるセーフティネット保証 5 号の指定期間延長について (情報提供)

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、中小企業庁より、セーフティネット保証 5 号の指定期間延長 (令和 5 年 9 月 30 日まで) と対象業種について、別添の通り、公表されました。

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 80%を信用保証協会が保証する資金繰り支援制度です。

今般、対象業種の指定について、令和 5 年 6 月 30 日までとされていた指定期間が令和 5 年 9 月 30 日までに延長されました。

対象業種には、一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所が引き続き含まれています。これは、4 月 14 日付文書 (日医発第 3 号) にて都道府県医師会にご協力をお願いした緊急業況調査の結果を踏まえて対象業種として指定されたものです。ご協力下さいました都道府県医師会に御礼申し上げます。

なお、「最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少等」について市町村長の認定が必要となります (別添「セーフティネット保証 5 号の概要」参照) が、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている事業者等への緩和措置として、「最近 3 か月間の売上高」に替えて「最近の 1 か月の実績とその後 2 か月の見込みを含む 3 か月の売上高」とすること、「前年同期」の実績に替えて「令和 2 年 2 月より前の 3 か月」の実績と比較とすることが可能となる場合もあります。

本制度を利用される場合、まずは取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

また、セーフティネット保証5号を含むセーフティネット保証制度に関する一般的なお問合せは、以下の相談窓口へお願いします。

**[問合せ先]**

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※ 平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

**[最寄りの信用保証協会]**

<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

なお、セーフティネット保証5号を含め、新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和3年4月30日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について（情報提供）」（税経14）においてお知らせしておりますが、同通知文の別添資料2「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下のURLで最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

また、独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金については、令和5年3月15日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和5年4月以降の融資条件について（情報提供）」（日医発第2333号）をご覧ください。独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和4年11月9日付文書「独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金について」（日医発第1570号）をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添資料)

- セーフティネット保証 5 号の指定業種、指定期間：令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日  
(中小企業庁)

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230616\\_5gou.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230616_5gou.pdf)

- セーフティネット保証 5 号の概要 (中小企業庁)